

糸教学第 717 号  
令和 4 年 8 月 3 日

市内小中学校  
保 護 者 各 位

糸満市教育委員会  
教育長 幸地 政行  
(公印省略)

夏季休業中における学校閉庁期間の設定について（お知らせ）

残暑の候、保護者の皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より本市の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今年度は令和 4 年 8 月 10 日(水)から 12 日(金)までを「学校閉庁期間」とし、教職員の休暇取得促進につなげたいと考えております。

つきましては、下記のとおり実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 目 的

- (1) 糸満市教育委員会と各小中学校が連携し教職員の休暇を取りやすい環境づくりと連続休暇を奨励・推進する。
- (2) 連続休暇の取得により教職員の心身の健康増進や家庭生活の充実を図る。

2 夏季休業中の学校閉庁期間

令和 4 年 8 月 10 日(水)から 8 月 12 日(金)まで

3 その他

- (1) 緊急時の連絡は、教育委員会学校教育課を通して学校長に行う。
- (2) 部活動については、実施しない。

本件に関する問合せ

糸満市教育委員会 学校教育課

[TEL:098-840-8165](tel:098-840-8165) FAX:098-840-8161